

賃上げと「権利を守る」春闘へ

賃金討論集会 14春闘を大いに闘おう



講演を熱心に聞く参加者



国労東海

国鉄労働組合
東海エリア本部
東京都港区新橋5-15-5
交通ビル4階
発行責任者 杉本洋一
編集責任者 小山謙一

国労東海本部は12月5日、新橋・全国生衛会館で「14春闘・賃金討論集会」を開催し、組合員約80人が参加しました。

集会では、税理士で税経新人会副理事長の松田周平氏を講師に招き、「消費税増税と労働者の生活」のテーマで学習を深めました。その後、東海本部が13労働協約改訂闘争の中間総括、14春闘勝利に向けた提起を行い討論しました。

「秘密保護法」は組合活動も制限

杉本委員長に代わって上野書記長が主催者挨拶を行いました。書記長は、「14春闘は課題が山積する中で闘われる春闘」と強調した上で、賃上げが勝ち取れるかが問われる闘いになると同時に重要な政治課題についても言及。「今、秘密保護法が国会で審議されている。何として

も阻止するために国会前で声を上げよう」と、委員長のメッセージとして参加者に訴えました。

石破・自民党幹事長の「テロ行為」発言は、本音が出たものであり、組合の行動が阻害され、犯罪扱いされていく懸念が強まった。これでは物も言えない状況であり、「賃金を勝ち取ると同時に権利を守るために大いに闘っていききたい。今日から春闘を闘っていく決意をしましょう」と呼びかけました。

消費税増税はさらなる雇用破壊を生む

講演で松田氏は、まず、「消費税誕生の背景」と「労働者と税制」から説明。そもそも、消費税は「社会保障のため」と導入されたが、この間には法人税・

大資産家への大幅な減税が実施され、国と地方の税収が減り続けた結果、その穴埋めに国債が大幅に発行されたこと、そして消費税が国の税収の中心になったこと、労働者(給与所得者)は、源泉徴収制度と年末調整制度によって、法的に無権利状態であること等が語られました。さらに、「税金は能力に応じた負担が原則」であり、生活費に課税する消費税は、低所得者に重い負担を強いるもので「憲法に反する」と強調しました。

また、消費税増税は、「企業のリストラ促進税制」なので、「さらなる雇用破壊と社会保障制度の悪化をもたらす」ことが説明されました。大企業が増税を求めるのは、①消費税分をそっくり価格に上乗せ(転嫁)でき

ること、②輸出企業には輸出分の仕入れにかかった消費税は「輸出戻し税」で戻ってくること、③「仕入税額控除」によって、派遣社員等の賃金分の消費税分を納税額から差引くことが出来るためなど、大企業にとつてトクな税金であることに、講演を聞いていた組合員からはため息がもれました。

最後に松田氏は、「憲法と30

条納税の義務」は、憲法が規定している税金の使われ方が前提であり、導入や増税の是非は一度も選挙で信任されてはいないこと、25年経っても5%に押しとどめたのは国民の力であり、「その意味で労働組合に期待したい」と述べられました。

職場からの闘い等を提起し発言で補強

東海本部の14春闘の取り組みについて一柳執行委員が行い、賃金や手当関係の要求とともに労働条件の改善の要求作り、職場3大要求、地本等が中心となる「集中行動日の設定」等を提起しました。続いて木村副委員長が13労働協約改訂闘争の経過と成果、引き続き課題等の中間総括を説明しました。

参加者の発言では、「要求アンケート」の取り組み方、「リア新幹線」問題、さらには「組織拡大」への決意、また秘密保護法阻止の闘いの取り組みも報告され、東海本部の提起が補強されました。

なお、賃金討論集会終了後、「秘密保護法」阻止のため、国会周辺の行動に多くの組合員が参加しました。

入院、地震、火災、交通事故…一度も経験しない人はいない。

自分の身に起こってからでは遅いのが災害です。何事も備えあれば憂いなし。あなたや家族の幸せを自然災害や人災から守るために、しっかりと組み合わせて幅広く保障します。



家族の幸せを災害から守る
火災共済/地震風水害共済/交通災害共済/生命共済/入院共済

国民世論を無視し強行

特定秘密保護法

撤廃に向けて新たな闘いへ

12月6日深夜、1万5千人もの国民が国会前で抗議をする中、自民・公明の与党賛成多数により参議院本会議で可決成立しました。

そもそも、「特定秘密保護法」

は、国民の知る権利を奪い去り、基本的人権や労働者の団結権なども奪い去り、日本の平和を脅かす憲法違反の法律で戦後最悪のものなのです。

この「特定秘密保護法」は、「国家安全保障会議」の新設と一体として日本を戦争ができる国へと変貌させる大きな足掛かりとなっています。

自民党は、これと並行して武



日比谷野音には1万5千人

が集まり抗議した。政府が行ったパブリックコメントでも反対が77%を占め、福島県での公聴会でも全員が反対や慎重な対応

器輸出3原則を変更し、あらゆる兵器を輸出できるようにしようとしています。そして、集団的自衛権の行使を容認し、憲法を無視し、なし崩し的に改憲まで突き進もうとしています。

現在の自民党は、国民主

権で平和主義の憲法を持つ国から、国が国民を管理し、1%と言われる裕福層がより反映をする国家を作り上げようとしており、そのためには、戦争も行うことが必要であるとしています。

「特定秘密保護法」の成立においては、審議が不十分な状態

採決など、民主主義の国会にあるまじき行為が次々と行われました。

政府が行ったパブリックコメントでも反対が77%を占め、福島県での公聴会でも全員が反対や慎重な対応



国会前で抗議する参加者

を求めたにもかかわらず、一切の声を無視した与党の行為はとも許せるものではありません。「特定秘密保護法」は、国会で成立しましたが、闘いは終わりではありません。新たな闘いが始まっています。

私たち国労は、平和と民主主義を守るための闘いを結成から

今こそ、組合員や家族をはじめ、多くの仲間と連帯した闘いを作り上げることが大切です。

この悪法を撤廃させ、戦争の出来る国へとさせないために頑張りましょう。



共済推進会議で各共済のポイントの説明を受けた

交運共済推進委員会議が12月5日、新橋の全国生衛会館で開催され、組合員約80人が参加しました。交運共済東海事業本部から「火災共済・地震風水害共済」「自賠償共済」のそれぞれの加入促進の具体的な取り組み内容と、各共済のポイントについて説明がありました。

「もしも」の時に心強い

共済推進委員会議を開く

してはいますが、締切日を過ぎてても申込書の受付を行っています。

交運共済の自賠償共済のメリットとして、①万一の事故の時、損害調査・事故処理がスムーズ、②指定整備工場に入庫することで工賃等の割引が受けられる、③自賠償共済の加入実績(新規・継続)に応じて、加盟組織へ事務手数料が受けられる、等の説明がありました。さらに、各共済の「契約」「給付」「保障」のポイント等では、民間保険との違い、優位性等の説明がありました。とくに、交運共済の基本保障は、「火災・落雷・車両飛び込み・風水害・土砂災害」等多数の保障があり、その他に自然災害等によるお見舞金保障もあるため、「もしも」の時は、必ず、交運共済に連絡をしていただきたいと思います。各級機関では、加入者や加入口数の増加の意思統一を行いました。

「がん」の保障		「生きる」を創る。Aflac	
保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン	
初めて診断確定されたとき	がんの場合 上皮内新生物の場合	一時金として 100万円 一時金として 10万円	◆月払保険料(団体取扱い) 入院給付金日額10,000円 定額タイプ保険料 払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)
入院したとき	診断給付金 入院給付金	1日につき 10,000円 1日につき 10,000円	(2011年4月1日現在) 3.5歳 4.5歳 5.5歳 6.5歳 男性 3,656円 5,608円 9,360円 15,190円 女性 3,734円 5,274円 6,864円 9,048円
通院したとき	通院給付金	1日につき 20万円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって異なります。
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円	<養老代理店> アベニール株式会社 AF007-2011-0186 4月25日 TEL:03-3437-6110 FAX:03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5交通ビル3F <引当金会社>アフラック-東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ、各種お手続き コールセンター 0120-5555-85
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円	
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月 10万円 (すべての保険期間を通じて最大600万円まで) 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際に1カ月 5万円	
	プレミアムサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社法研が提供するサービスです)	

◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。